

## 1 史跡伊賀国庁跡の概要

### (1) 古代伊賀国の成立

三重県下には、令制国でいうと、主に伊勢、志摩、伊賀の三国からなる。伊賀国は、三重県北西部（現在の伊賀、名張の両市域）に位置し、『扶桑略記』に拠れば、680（天武天皇9）年に伊勢国から分離して成立したといわれる。国内は、阿拝、山田、伊賀、名張の4郡からなり、『和名類聚抄』では伊賀国府は阿拝郡に所在したといい、その阿拝郡には、柘植、川合、印代、服部、三田、新居の6郷が存したという。

伊賀国は、伊賀市北端部に位置する上野盆地に所在する。当該地域は、木津川、服部川、柘植川の合流するところで、特に盆地北部は、柘植川が西流して木津川に合流し、この河川沿いには奈良時代までには東海道が敷設され、加太越で東海へ向かう古代官道ルートとして、古代から交通の要衝として栄えた地域である。

上野盆地北東部の柘植川と河合川とが分流する辺り一帯は、古墳群が密集する地域の一つである。柘植川左岸には伊賀地方最大規模の御墓山古墳が所在するが、むしろ右岸の山稜上に、外山・鷺棚古墳群をはじめとする大型古墳群が密集している。古墳時代終末期には丘陵裾に勘定塚古墳といった巨石を用いた横穴式石室墳が築造され、古墳時代を通じて有力な集団の存在がうかがえる。

この状況は飛鳥時代にも引き継がれ、外山大坪遺跡、そして追越遺跡での発掘調査の結果からも、外山周辺には国府成立前の集落の存在が明らかになりつつある。

『日本書紀』の壬申の乱の記載では、大海人皇子が吉野から挙兵する際、名張から伊賀郡家（神戸・下郡付近）、柘植を通り東国に入っている。飛鳥に都が置かれていた頃、この道筋が東国への主要な街道に当たっていたと考えられる。平城京に遷都すると、711（和銅4）年に伊賀国阿閉郡新家駅が新設され、駅路も変わる。現在の木津川沿いの関西本線のルートで、伊賀国を通過し、東の加太越で伊勢・東国へと向かう。8世紀末、平安京に遷都すると東海道は近江国経由に代わり、更に886（仁和2）年には鈴鹿越えの東海道（阿須街道）、現国道1号線にあたるルートへと移っていく。名張から東の伊勢へと向かう道は、平安時代に斎王が都に帰京する、斎王退下の道として知られている。

大和から伊賀を通過して伊勢に抜ける道筋には、南から白鳳時代の才良廃寺、伊賀郡家に比定される下郡遺跡などがあり、伊賀国庁の南5kmには伊賀国分寺跡（国分僧寺）と長楽山廃寺跡（国分尼寺）が位置し、このルートが伊賀国内の主要な交通路であったことを示している。なお、国分寺の北方には坂之下・国町地区が存在することから、国分寺と国庁の位置関係は有機的なつながりを持っていたと考えられる。

式内社は、伊賀国一宮の敢国神社、二宮である小宮神社、三宮である波多岐神社などが国庁周辺に見られる。



図 2-1 伊賀国に関わる主要遺跡の分布 (『史跡伊賀国庁跡保存整備活用基本計画』9 頁)

国庁廃絶後の注目すべき遺跡に楽音寺跡がある。この寺は、国庁の北西に位置する標高250mほどの山地に立地する、いわゆる山岳寺院で、低地部との比高差は100mほどである。楽音寺跡には、山地の中腹の平坦地に「国分寺」と称する一堂が残り、堂の入口にかかる額には「医王殿」とある。山上付近を中心に、平坦地面が認められ、経塚等の存在も知られている。

楽音寺の名は、『三国地志』所載の「伊賀国楽音寺縁起」や地元保有の「伊賀国楽音寺住僧等言上状写本」などにみえ、当地に薬師堂を建立したことに始まるとされる。中近世を通じて存在した寺院であったようである。また、『三国地志』によれば、伊賀国分寺退転の後、「国府の薬師」と呼ばれていた楽音寺が、1722（享保7）年に公裁を経て国分寺の称号を得たとあり、現在残る「国分寺」の名は、これに由来する。

7世紀には三田・才良・鳳凰寺に古代寺院が建立されたとされる。8世紀後半になると西明寺に伊賀国分寺・国分尼寺（長楽山廃寺）が設置され、8世紀末には坂之下に伊賀国庁が設置された。この坂之下の発掘調査では、8世紀末より遡る官衙遺構は検出されていないことから、8世紀後半以前の国庁は別の地にあり、坂之下の地に移転してきたものと思われる。伊賀国庁は、11世紀中頃には廃絶したと考えられる。

## (2) 伊賀国庁の造営

伊賀国庁跡は三重県伊賀市坂之下に所在する官衙遺跡であり、律令制度の国区分における下国の国庁の実態が、考古学的に初めて確認された極めて貴重な遺跡であることから、2009（平成21）年7月23日に国史跡に指定された。

国府は、都から地方に派遣された役人である国司が国内を統治する政治的な拠点であり、国内における政治・経済・文化の中心として機能した。国府には、さまざまな機能を担う役所の諸施設が配置されていて、主たる施設としては、

国庁(政庁)・国司が儀礼・饗宴・政務を行う中枢施設  
曹司・・・行政実務を行う官舎やそれに伴う施設群  
国司館・・・都から派遣された国司の生活の場

伊賀国庁跡の発掘調査では、国庁の実態が明らかにされ、曹司の一部も検出されている。国司館の遺構については明らかになっていないが、未調査の箇所も多く、国庁周辺地区には建物群の広がりが見られることから、今後の調査により新たな知見が得られる可能性がある。

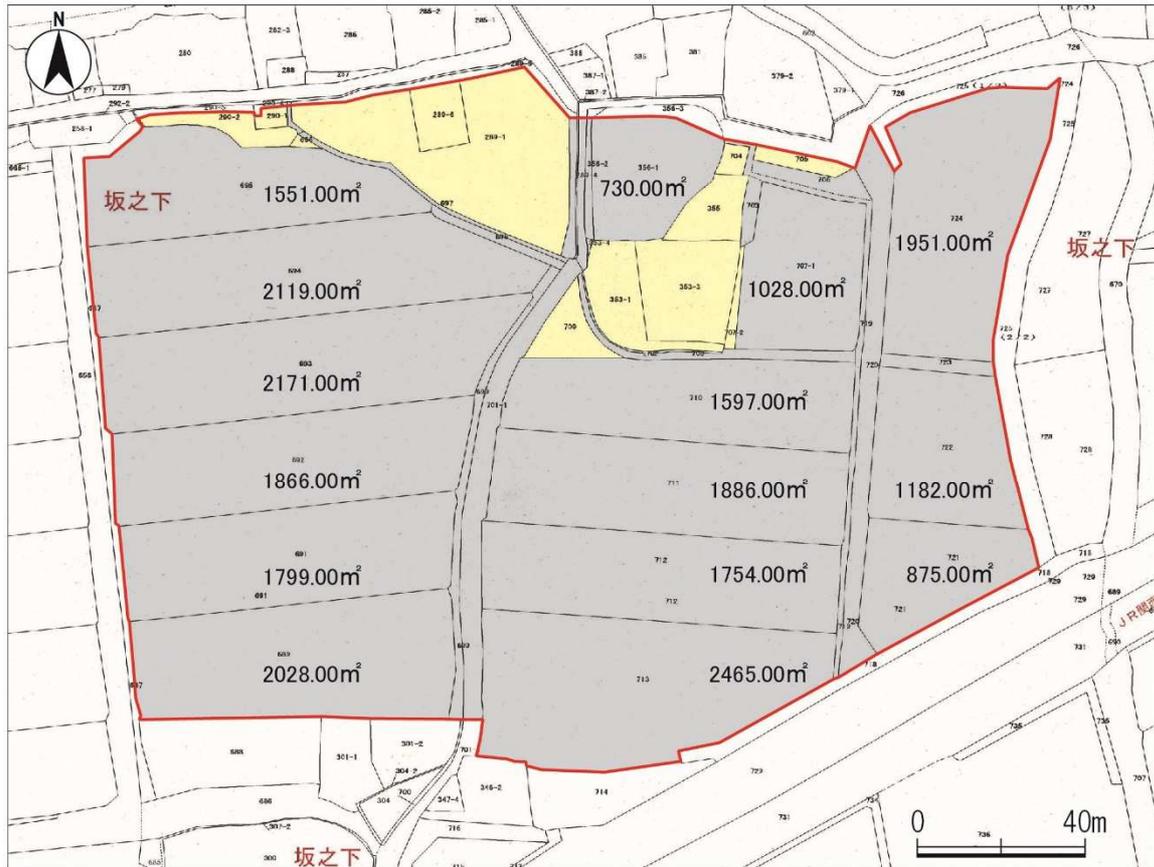
前述したように、国の地方統治拠点である国府には、国司が儀礼・饗宴・政務を行う中枢施設である国庁、行政実務を担う曹司、中央派遣官である国司の生活の場である国司館などの諸施設があった。このうち、史跡伊賀国庁跡では国庁とその周辺の曹司の一部が確認されている。伊賀国庁は掘立柱塀及び溝によって区画された40m強四方の小規模な国庁域を伴うものであり、正殿・前殿・脇殿といった中心建物には、8世紀末から11世紀中頃にかけて4度の大きな変遷（以下、国庁1～4期）があったとされている。国庁の周囲の曹司の建物は、いずれも掘立柱建物で、やはり数期の変遷がみられる。各遺構については、発掘調査報告書（三重県埋蔵文化財センター 1992、2003）などに詳しく記載されて

いるため、ここではそれに従い、主に国庁域の施設の変遷について概要を後述することとする。

## 2 これまでの調査成果

### (1) 史跡指定に至る経緯

年 度	内 容
昭和62(1987)	地元有志と県教委が、上野北部地区の県営圃場整備事業に際して、事前に発掘調査を実施し、圃場整備事業と文化財の保存と調和を図ることを確認。
昭和63(1988)	県教委が柘植川南岸の印代・西条地区を中心に範囲確認調査を実施したが、顕著な遺構は検出されず。
平成元(1989)	県埋文センターが柘植川南岸の一之宮・千歳地区及び柘植川北岸の国町地区を中心に範囲確認調査を実施し、国町地区で大型の柱穴を検出。
平成2(1990)	県埋文センターが柘植川北岸の国町地区等の範囲確認調査を実施し、国町地区で大型掘立柱建物等を検出。
平成3(1991)	県埋文センターが柘植川北岸の国町地区等の範囲確認調査を実施。確認調査指導員会議において坂之下・国町地区に国庁跡が存在したことが正式に確認される。
平成4(1992)	県埋文センターが柘植川北岸の外山地区を調査。
平成5(1993)	県埋文センターが柘植川北岸の国町地区を調査し、政庁の範囲等を確認。県埋文センター所長から、今後の保護・取扱いに関する確認文書が出される。
平成6(1994)	文化庁から県に、伊賀国庁跡を国史跡に指定する意向が伝えられる。上野市教育委員会が史跡指定に向けて、関係機関や地元との協議を実施。
(協議、一時中断)	
平成15(2003)	土地改良区と協議再開。
平成19(2007)	指定に向けての地元協議再開。
平成20(2008)	指定に向けての地権者の同意を得る。史跡指定の意見具申書の提出。
平成21(2009)	国史跡とするよう国文化審議会が答申。史跡指定(官報告示)。
平成22(2010)	指定地の公有化開始。指定地の現状把握のための地形測量実施。伊賀国庁跡保存管理計画策定委員会を設置。
平成23(2011)	『史跡伊賀国庁跡保存管理計画書』(以下、「保存管理計画」という。)の策定。
平成27(2015)	指定地の公有化事業完了。(水田15筆、計25,002㎡)
平成28(2016)	基本計画の策定。



史跡指定地 伊賀市所有地 民有地

注) 面積を表記した地番の土地について、平成22～27年度に公有化を実施した

図 2-2 公有地状況図 (2016 (平成 28) 年 3 月現在)

## (2) 発掘調査成果からみた国庁の構造と変遷

### ① 国庁 1 期 (8 世紀末～9 世紀前半)

国庁域は外周を掘立柱塀で画されており、東西 140 尺 (約 41.4m)、南北は同程度もしくは 150 尺程度と推定される。その中に正殿、前殿とその左右の脇殿が配されている。建物方向はほぼ真北を向く。国庁域の東側・北側などでも、曹司の施設とみられる掘立柱建物 (SB1015、1020、1001、1002、1105) が検出された。

**SB1056 (正殿)** 南側に廂の付く 5 間 × 3 間の規模と推定される東西棟の掘立柱建物で、正殿と考えられる。建物の方向はほぼ真北である。

**SB1065 (前殿)** SB1056 の南側で中軸をそろえて検出された東西棟の掘立柱建物で、正殿より一回り小さい 3 間 × 2 間

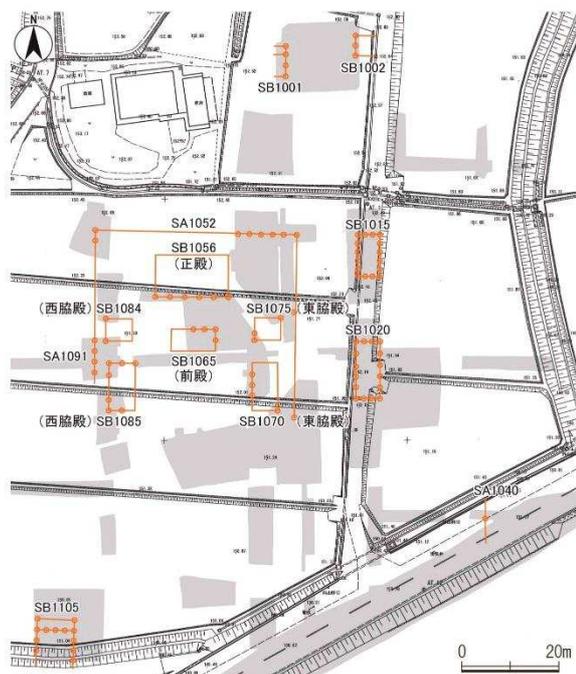


図 2-3 国庁 1 期遺構配置図

の規模を有すると推定される。前殿と考えられる。

**SB1084・1085（西脇殿）** SB1065の西側で検出された南北棟の掘立柱建物である。発掘時においては、SB1085が北に延びてSB1084とつながるものと考えていたが、同間隔の柱間位置において柱穴は検出されず別の建物と考えられている。こういったことから、SB1084は2間×2間、SB1085は4間×2間の西脇殿と推定され、大宰府型の建物配置になると想定される。

**SB1075・1070（東脇殿）** SB1065の東側で検出された南北棟の掘立柱建物である。SB1084・1085とは、SB1056・1065を結ぶ中軸線をはさんで左右対称の位置で検出されたもので、SB1075は2間×2間、SB1070は4間×2間の東脇殿と考えられる。

**SB1020・1015** 政庁域の東側で検出された南北棟の掘立柱建物である。南よりSB1020・1015が西側柱列をそろえて検出されている。いずれも5間×3間の規模を有するが、SB1020の方がSB1015に比べて柱掘方も大きく、建物規模も若干大きい。

**SA1052・1091** SA1052は政庁域の北側を画する掘立柱塀、SA1091は政庁域の東辺を画する掘立柱塀と考えられる。正殿SB1056の中軸線で折り返すと、政庁域の東西方向の規模は41.4m程度と想定される。南北方向については南辺の遺構が明らかではないが、東西方向と同程度もしくはやや大きい規模と推察される。

**SD1010** SA1052より20m北で検出された東西方向に延びる溝である。幅3mを有す。トレンチ幅の長さ2m分しか検出されていないが、国庁域の周囲を画する溝の可能性がある。この溝から大型の須恵器壺が2点出土している。

## ②国庁2期（9世紀前半～10世紀前半）

国庁域は、1期と同程度の規模で、外周は掘立柱塀で区画され、南及び東辺の掘立柱塀の外側には区画溝が掘られている。南辺中央に四脚門が設けられる。正殿・前殿は1期とほぼ同じ位置に建てられるが、前殿の規模は拡大している。一方、脇殿はその位置が南にずれ、大型の南北棟掘立柱建物が、東西各1棟建てられる。建物方向は1期と同様にほぼ真北を向く。

**SB1055（正殿）** 7間×3間の規模を有する掘立柱建物で、西・南・東面に廂が付く。1期の正殿SB1056とほぼ重複する位置で検出され、この時期の正殿と考えられる。

**SB1066（前殿）** SB1055の南側で中軸線をそろえて検出された掘立柱建物で、5間×2間の規模を有すると復元される。前代とは一回り大きくなった前殿と考えられる。

**SB1095（西脇殿）** SB1066の西側で検出された南北棟の掘立柱建物で、5間×2間の

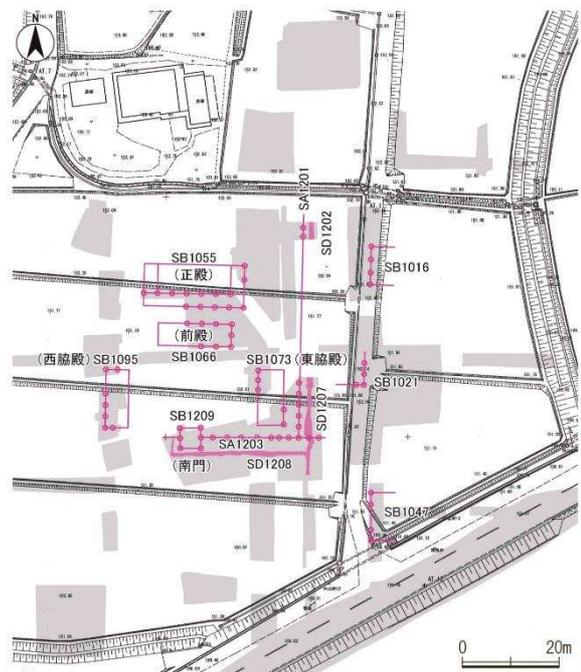


図 2-4 国庁2期遺構配置図

西脇殿と考えられる。

**SB1073 (東脇殿)** SB1066の東側で検出された南北棟の掘立柱建物である。5間×2間の規模の東脇殿とみられる。

**SB1209 (南門)** 国町地区の南側で検出された2間×1間の建物である。東側にSA1203が取り付くことから、政庁域の南門に当たる四脚門である可能性が高い。

**SA1203・1201** SB1209から東に延び(SA1203)、北へ曲がる掘立柱塀(SA1201)で、政庁域の南および東辺を画する。柱間寸法は門への取り付け部分が不ぞろいになっている。

**SD1207** SA1203南北塀のすぐ外方にあり、この塀と平行に南北に延びる溝である。

**SD1208** SA1203 東西塀南側の東西溝で、SA1203 に付随するものと考えられる。西端はSB1209の西側を取り巻くように北折している。

### ③国庁3期(10世紀前半～10世紀後半)

国庁の主要建物が、掘立柱建物から礎石建物に建て替えられる時期である。正殿は2期とほぼ同じ位置で、5間×3間とその規模を縮小し建て替えられるが、前殿は消失する。脇殿は2期と同一の場所で、先行する掘立柱建物の柱を切り取って、そこに礎石を据え付け、5間×2間の規模で建て替える。南辺の掘立柱塀は、やや南に位置を変え、掘立柱の八脚門が取り付く。

政庁の中心建物が、掘立柱建物から礎石建物に建て替えられる時期である。正殿はほぼ同じ位置で、5間×3間とその規模を縮小し建て替えられるが、前殿は消失してしまう。脇殿は前代と同一の場所で、先行する掘立柱建物の柱を切り取り礎石が据えられ、5間×2間の規模で存続する。南辺の掘立柱塀は、やや南に位置を変え、八脚門が取り付く。

**SB1060 (正殿)** 5間×3間の規模を有する東西棟の礎石建物で、礎石は抜き取られている。正殿と推定される。

**SB1090 (西脇殿)** SB1095と同じ位置に建て替えられた南北棟の礎石建物で、5間×2間の規模を有する西脇殿と推定される。

**SB1071 (東脇殿)** SB1073と同じ位置に礎石建物に建て替えられた南北棟建物で、柱掘方の断面の観察によれば、SB1073の柱根上に新たに礎石が据えられた状況が確認されている。5間×2間の規模を有する東脇殿と推定される。

**SB1210 (南門)** SB1209のすぐ南で検出された3間×2間の掘立柱建物で、東側に

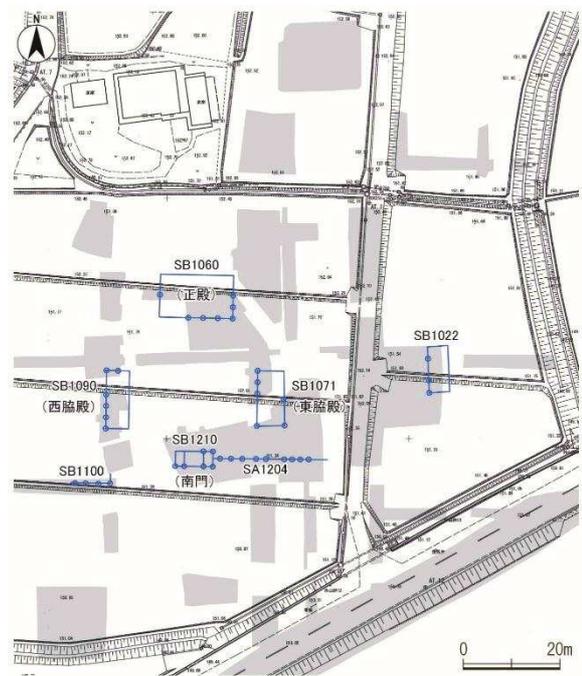


図 2-5 国庁3期遺構配置図

SA1204 が取り付くことから、政庁域の南門にあたる八脚門とみられる。

#### ④国庁4期（10世紀後半～11世紀中頃）

国庁の衰退期と考えられる時期で、掘立柱建物で構成される。3期まで正殿が位置した箇所には3間×2間の小ぶりの掘立柱建物が建てられ、その前方にも3間以上×2間の東西棟建物が配されている。脇殿は東側のみで5間×2間の建物が検出されているが、正殿の方位とは一致しない。南門とその東に取り付く掘立柱塀も検出されているが、他辺を区画する掘立柱塀は検出されていない。

国庁の衰退期と考えられる時期で、前代まで正殿が位置した箇所には3間×2間の小ぶりの建物が見られ、その前方にも3間以上×2間の東西棟建物が配されている。脇殿は東側のみで5間×2間の建物が検出されているが、正殿の方向とは一致しない。南門とその東に取り付く掘立柱塀も検出されているが、四周を巡る掘立柱塀は検出されていない。

**SB1059（正殿）** 3間×2間の規模を有する東西棟の礎石建物で、衰退期の状況を示す正殿と推定される。

**SB1062** SB1059の少し南で検出された東西棟の礎石建物で、SB1059と同時に存在したか、時期を違えて存在したかは不明である。

**SB1072（東脇殿）** SB1071 とほぼ同様の位置に建て替えられた5間×2間の掘立柱建物で、東脇殿と推定される。

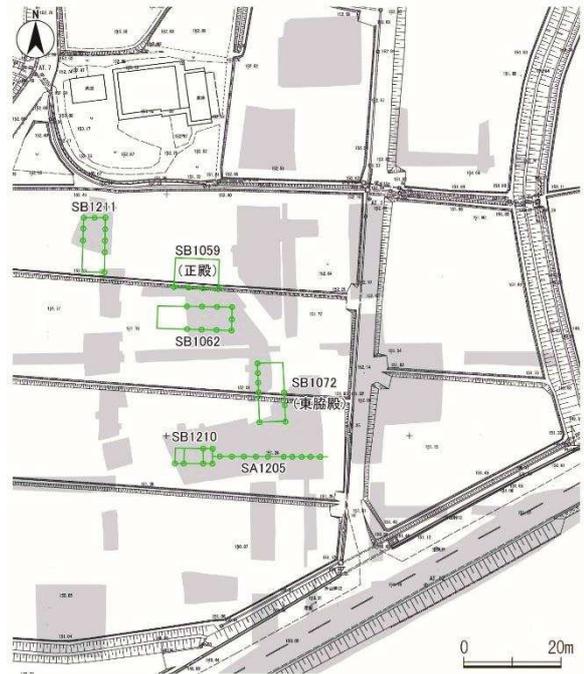


図 2-6 国庁4期遺構配置図

#### ⑤追越地区の主な遺構

政庁域の東方に所在する追越地区で検出された建物群は、北より西に20度程振った方向のものが多く、地形的な制約を受けたものと考えられる。包含層や柱掘方に含まれる土器片から、建物の時期は古墳時代末から奈良時代初めが想定される。掘立柱建物の中には大型の建物跡も見られる。また、本地区の北側で検出されている東西溝からは、「黒口丈」ないしは「黒口升」及び「重丈口」と読める木簡が出土している。これらの建物群については、国庁の前身施設であった可能性も考えられる。

#### ⑥前田地区の主な遺構

政庁域の西側、史跡指定地の西半を含む前田地区ではトレンチ掘削による部分的な調査にとどまっている。建物全体を検出している例はないが、東部の各調査区で柱穴、溝、等が密な状況で検出されている。中には柱根が残存するものも見られる。前田地区西半

では奈良・平安期の遺構は見られず、前田地区東半までに国衙跡の広がり認められる。



●伊賀国庁跡調査状況



●正殿・前殿付近（東から）



●政庁域外側南北建物跡 SB1020（北から）



●南門付近（西から）



●政庁域北西隅（南から）

## ⑦出土遺物

伊賀国庁跡の発掘調査では、供膳具を主とした土器が数多く出土している。その中で主体を占めるのは土師器で、8割以上を占める。黒色土器・須恵器が次いで多い。緑釉陶器・灰釉陶器も出土しているが比率としては少ない。瓦はほとんど出土せず、主要建物が掘立柱建物から礎石建物に変わっても、瓦葺きの屋根にはならなかったことを物語っている。他の注目される遺物としては、「國厨」「目口」「口寺」「姉」「泉」と判読できる墨書土器や馬歯があり、指定地西側の前田地区で出土した八稜鏡の破片は、極めて稀有な遺物である。



●「國厨」銘墨書土器



●八稜鏡



●出土遺物集合写真